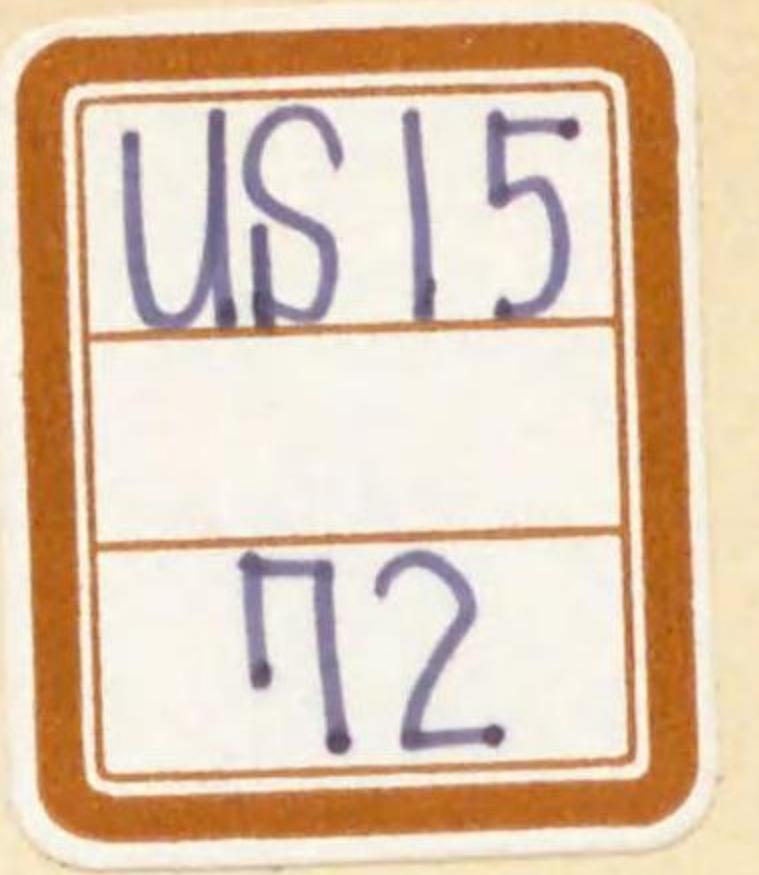


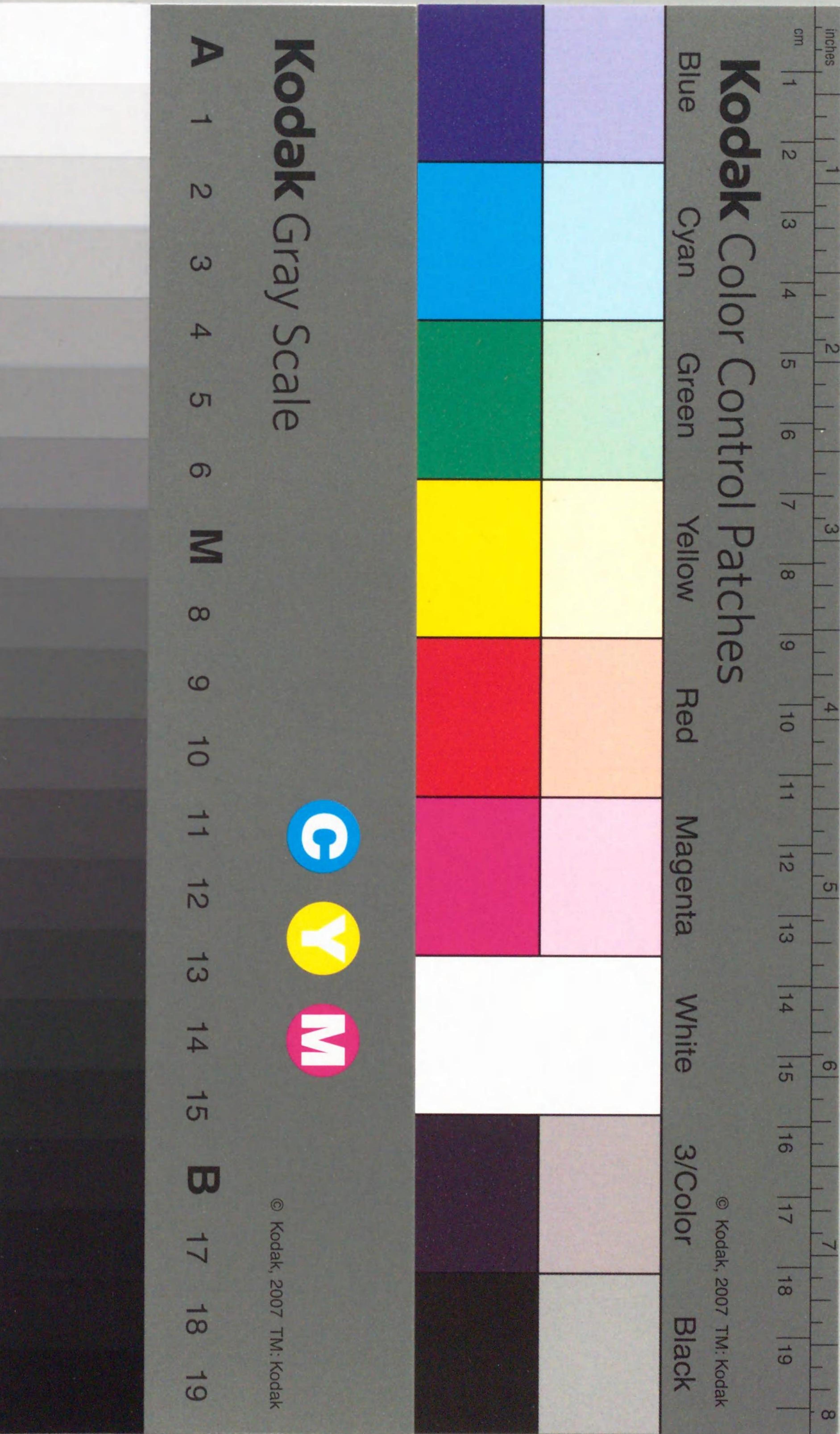
司法省調査部

部外祕

世 態 調 査 資 料 第八號



〔禁轉載〕（昭和十四年二月）



40515
172

蠶絲業の一般に就て

千葉地方裁判所
同檢事局



1026244

本稿は昭和十三年十二月七日千葉縣蠶絲課地方農林技師高畠秀男氏及千葉縣養蠶業組合聯合會長林太喜一郎氏の來廳を請ひ判事検事及司法官試補列席の下に開催したる第八回座談會の筆記である

目次

衣服原料と蠶絲	三〇六(二)
世界に於ける生絲の生産額	三〇八(四)
全國より觀たる千葉縣の蠶絲業	三〇九(五)
千葉縣に於ける養蠶業の分布狀況	三一〇(六)
蠶の分類	三一(七)
蠶種	三二(九)
千葉縣獎勵蠶品種	三三(三)
蠶兒發育經過	三四(二〇)
蠶の飼育法	三五(一七)
收繭	三六(三)
蠶病	三七(三三)
栽桑法	三八(二六)
產繭處理	三九(三〇)

- (11)
- 一四 製 絲 三三七 (三三)
 - 一五 生絲貿易 三四〇 (三六)
 - 一六 「レーヨン」の常識 三四三 (三九)
 - 一七 蠶絲業行政機構 三四四 (四〇)
 - 座談會 三四六 (四二)

蠶絲業の一般に就て

立石所長 千葉縣廳蠶絲課の地方農林技師高畠秀男氏及千葉縣養蠶業組合聯合會長林太喜一郎氏を御紹介致します。

本日は御多忙中にも拘らず御出下され只今から、蠶、桑、繭等に關して御話を願ふことに致します。此の會合は學術講演會ではありませぬ。私共が直接關係致しませぬでも之に近い實際上の事情を知つて置きたいと云ふ考へで御話を承りたいのでありますから、順序等にこだはらず平たい言葉で御話を願つて、切りの良い所で私共から質問させて頂きたいと思ひます。其の方が私共の頭に残ると思ひますから。

林 氏 高い所から恐縮であります、私が只今御紹介を頂きました林であります。

先日所長閣下より交渉がありました。元より秩序だつた事は餘り判つて居りませぬが斷り兼ねましたので御受け致した様な譯であります、私一人では心細いのですから千葉縣廳蠶絲課の高畠技師さんに應援を頼み所長閣下の御許しの下に本日二人で伺つたのであります。

私が實際的方面から商慣習とか、官吏の方には判らない點を座談的に御話を進めたいと思ひます。

高畠氏 夫れでは私から御先に御話申上ます。

皆さんの中には蠶絲業方面の知識を相當御持合せの方も居られませうが、茲では失禮乍ら全然御承知なきものとして蠶絲業の一般に就いて御話致します。其の話の中で此點は詳細に知つて置きたいとか、此點は不明瞭であつたと云ふ點が生ずることと思ひますから、其の點は御質問を頂きたいと考へます。

本日の話の材料として、ほんの筋書丈を記したものを持つて参りましたが、皆さん全部に御渡しするには足りませぬから後で御覽を願ふことと致します。

一、衣服原料と蠶絲

人類生活の要素は衣食住の三つであります。其の中の衣服の原料には綿絲、麻絲、毛絲、人絹（レーヨン）と人纖（ステーブル・ファイバー）及蠶絲がありまして之を衣服原料の五大纖維と申します。

此の原料が世界人類に需用されて居る率は大體に於て

綿絲が	五〇
麻絲が	二五
毛絲が	一五
人絹及人纖が	九

蠶絲が

と推定され蠶絲は僅かに一であります。此の點は甚た面白いことで蠶絲業界不況の時には生産過剰だと騒がれたのであります。夫れは米の生産過剰の場合とは意味が違ふので、絹の消費の分野は未だ未だいくらもあると云ふ事が御判りになると思ひます。

人絹（人造絹絲の略）は「パルプ」を原料として造つた絹に似たもので絹と同質のものではあります。文字から考へますと如何にも人造で絹が出来る様で、名前が不適當だと云ふ意見があつて世界の關係方面で協議の結果新名稱をつけることとなり、一時は「グロス」と呼んだことがあります。其の後「レーヨン」と呼ぶことになつたのであります。或る時私は電車の中で乗合せた知名の人から人絹と「レーヨン」とは何ちらが良いかと聞かれたことがありました。今日では人絹と「レーヨン」を別物と思つて居られる方はありますまいが念の爲一寸御話申上て置きます。

人纖（人造纖維の略）即ち「ステーブル・ファイバー」を「ステンブル・ファイバー」と云ふ者があります。之は誤りで「ステーブル」が正しい呼方であります。略して「ス・フ」と呼ぶことは御存じの通りであります。

然らば「レーヨン」と「ステーブル・ファイバー」は怎う違ふかと申しますと、其の原料は何れも木材「パルプ」で之を薬品で處理してどろどろの紡絲液を作り、如露の口の様な小さい澤山の穴を通して凝固液の中で固めて一本の纖維にするのでありますが、之を長く延ばした

ものが「レー・ヨン」となるので、出來た纖維を短く切斷し更に之からつむぎ出したものが「ステー・ブル・ファイバー」となるのであります。

一、世界に於ける生絲の生産額

世界中の一年間に於ける生絲の生産額は約百萬俵でありまして、一俵の目方は百斤—十六貫目に當ります。支那では一俵を一「ピクル」(檐)と呼んで居ります。之を生産國別に内譯致しますと百萬俵の中、

日本で	七十五萬俵
支那で	十五萬俵
伊太利で	五萬俵
佛蘭西其の他の諸國を合計して	五萬俵

で日本は世界生産額の七五%支那は十五%其の他は十%となり、支那は日本の二〇%であります。將來支那が此の方面に力を注ぎましたならば、生産費等の關係から日本は到底立行かぬ様になるのであります。之を防ぐには如何にすべきかと云ふ點が問題になつたのであります。其の解決策として最近八百萬圓の資本金で日支合辦の華中蠶絲株式會社と云ふものが設立されました。此の會社の使命は支那の生産額を戰爭前の程度に統制して、内地蠶業との磨擦を調整仕様と云ふ譯であります。

支那で最も盛なのは江蘇省、浙江省の兩省であります。

伊太利は五萬俵に過ぎませぬから繭產額から云へば千葉縣の二倍位、佛蘭西は千葉縣長生郡の生産額と略同じ位であります。從つて養蠶業に關しましては日本は大先生で、伊太利、佛蘭西は單に歴史上先進國であるだけで今日に於ては學ぶべき何物もありません。

先程も申しました通り日本の恐れるのは支那のみでありますが、支那の蠶絲業も此次の事變に依て調整されることになりましたから、此の點から考へても今度の聖戰は意義あることと存じます。

三、全國より觀たる千葉縣の蠶絲業

之を統計上より觀ますと、

	全 國	千 葉 縣	順位
養蠶戸數	(十二年) 一、八一五、二四六 <small>月</small>	三四、一四五 <small>月</small>	二二
桑園段別	(十二年) 五六一、〇七一・四 <small>町</small>	一三、九八三・六 <small>町</small>	一四
繭產額	(十二年) 八五、九七〇、九四三 <small>貫</small>	二、一一八、七四八 <small>貫</small>	一二
農家對養蠶戸數	(十一年) 一五、三二三 <small>戸</small>	二割六分	
畑對桑園段別	(十一年) 一割九分 <small>反</small>	一割七分 <small>反</small>	
桑園一段歩當收繭量	(十二年) 四七、三六〇 <small>戸</small>	一五、一五二 <small>戸</small>	
養蠶家一戸當 (桑園段別)(十二年)	六二、〇〇〇 <small>戸</small>	二六 八	
繭產額(十二年)	四・一〇 <small>反</small>		

となりまして養蠶の盛な縣は

一位は
二位は
三位は
四位は
五位は
六位は
七位は
八位は
九位は
十位は
十一位は
十二位は

となります。

四、千葉縣に於ける養蠶業の分布狀況
昭和十二年度繭產額に依る順位は

長 群 埼 爰 山 馬 玉 野
福 島 城 重 本 三 重 熊 岐 岡 崎
千 葉 縣 縣 總 縣 總 總 總 總 總 總
縣 總 總 總 總 總 總 總 總 總 總

一位は

二位は

三位は

四位は

五位は

六位は

七位は

八位は

九位は

十位は

十一位は

十二位は

山 武 郡
香 取 郡
印 扇 郡
匝 生 郡
長 瑞 郡
市 原 郡
君 津 郡
東 葛 鄭 郡
安 房 郡
夷 隅 郡
千 葉 郡
海 上 郡

で第一位の山武郡は全縣下の三分の一を產出して居ります。
以上で蠶絲業の世界狀況及縣の狀況が大體御判りになつたことと存じます。

五、蠶の分類

イ、飼育時期別

蟲を飼育時期別に分類致しますと、春蟲と夏秋蟲とに分れ、夏秋蟲は又夏蟲、初秋蟲（本秋蟲とも云ふ）、晚秋蟲、晩々秋蟲及初冬蟲等に分れます。之等の掃立時期は

春蟲は

夏蟲は

初秋蟲は

晚秋蟲は

晩々秋蟲は

初冬蟲は

九月末又は七月初旬

八月一日頃

九月一日頃

九月十日頃

九月末

でありますし、其の中千葉縣に於て行はれて居りますものは大部分は春蟲、初秋蟲、晚秋蟲の三期で夏蟲、晩々秋蟲及初冬蟲は稻の收穫時期に當ります關係から極く少いのであります。

掃立とは卵から蟲が發生して其の蟲に桑を與へ飼育に係る動作を云ふのであります。昔の種紙は厚紙に種を產付けさせたもので、其の卵から發生した蟲は鳥の羽で作つた羽等で掃き下し飼育に掛つたものですから掃立と云ふ言葉が出來たのです。

ロ、化性別

化性別から云ふと一化性、二化性及多化性の別があります。現今實用的に飼育されて居りますものは一化性と二化性とで多化性は飼育されて居りませぬ。

一化性とは一年に一回孵化する性質のもの

二化性とは一年に二回孵化する性質のもの

多化性とは一年に三、四回孵化する性質のもの

を申します。

ハ、系統別

蟲の系統には日本種、支那種、歐羅巴種、固定種、一代交雜種等があります。

固定種とは異品種を掛合せて作り出した新種のことと、元來掛けたものは孫の代以後に於て分離するのが普通であります、中に分離しない固定したものが出来ます。之を云ふのであります。

一代交雜種とは日本種、支那種、歐羅巴種、固定種の何れかの二種類同志を掛けさせて出来た一代限りの種を云ふのであります。

ニ、繭色別

通常は白繭と黄繭とに分れます但特殊のものに綠色とか紅色とかがあります。

ホ、繭形別

形には俵形（繭玉形とも云ふ）、楕圓形、球形、紡形等があり、以前は蟲の繭と云へば繭玉形に定まつて居ましたが、今日に於ては支歐の血を受けて楕圓形のものが普通であります。

六、蟲種

蠶種には原蠶種と普通蠶種とがあります。原蠶種とは蠶種を製造する目的に供用する蠶種のこと、普通蠶種とは絲にする繭を生産する目的に供用する蠶種のことであります。

イ、原蠶種

原蠶種を更に原々種と原種とに區別致します。

原々種とは原蠶種管理法の規定に基きまして、農林省蠶絲試驗場で製造して各府縣へ配付する種を云ひ、

原種とは原々種を基として各府縣の蠶業試驗場で製造し民間の蠶種製造業者に配付する種を云ひます。

ロ、普通蠶種

普通蠶種は蠶絲製造業者が造つて一般民間へ賣出す種でありまして、或る原種と或る原種とを掛け合せて造つた一代交雜種であります。

交雜種を造るのには例へば支那種の雄に歐羅巴種の雌を掛け合せるとか、日本種の雄に支那種の雌を掛け合せるかして造るのであります。

ハ、採種法

種を産ませる爲に同種類同志で自由に交尾させるなら世話はないが、異種類を掛け合せて交雜種を作るには同種類間の雄と雌を豫め分離して置かねばなりません。即ち雌雄分離の操作が必要

となつて参ります。此の鑑別法にも色々あります。
例へば目方に分ける法、蟲で分ける法、蛹で分ける法等が行はれて居ります。
目方で分ける方法は大體に於て

重い方が 雄
軽い方が 雌

とするのであります。此の鑑別法ではありません。

幼蟲や蛹で分ける法は特殊の技能を必要と致しますので、蠶業取締所では雌雄鑑別手と云ふ技術家（婦女子）を養成致して居ります。

支那種ですと掃立後四十五日から四十八日位で發蛾致しますが、歐羅巴種ですと夫れより六、七日位遅れます。従つて支那種と歐羅巴種とを掛け合せるには早い方を遅らせるか、又は遅い方を早めるかして同時に發蛾させねばなりません。其の方法としては先づ掃立の時日を變へて調節し、更に温度を加へて早くしたり、冷藏して遅らせたりする譯であります。

ニ、蠶種の製造型式

蠶種の製造型式にも色々あります。

(一) 框製 厚紙の上へ丸い框を置き其の中に卵を産ませたもの。
(二) 平附 厚紙の全面に卵を産ませたもの。

(三) 散卵 (俗に「バラ種」とも云ふ) 紙又は布の上に卵を産ませ其の卵を水で洗ひ落し袋に入れたもの、

等であります。

來年發生すべき種でも或る工作を施しますと、本年發生せしめることができます。之を人工孵化と云ひます。此の方法にも鹽酸に漬けるとか、電氣をかけるとかの方法があります。又發生の期日を加減する爲に冷藏の方法もあります。

明年發生する種を越年種と云ひ、本年發生する種を不越年種と申します。

七、千葉縣獎勵蠶品種

本縣に於て縣下養蠶家に獎勵して居ります蠶品種は次の様な組合せの一交代雜種であります。

原種	系統	繭色	一代交雜種の繭色	化性	
				支々固	白
國蠶支	一〇七號	白	白	一化	化性
國蠶支	一九號	白	白	一化	化性
國蠶歐支	一六號	白	白	一化	化性
國蠶歐支	一六號	黃	黃	一化	化性

夏秋蠶	二化	二化	支々固	日支々固	日支々固
國蠶日	一一號	白	白	白	白
國蠶支	一〇七號	白	白	白	白
分離白	一二號	白	白	白	白

(×は掛合せのしるし)

八、蠶兒發育經過

イ、催青

種は春先になりますと放つて置いても自然孵化致しますが、それが一日に發生せず、ばらばらとなり勝であります。養蠶家には色々都合がありますし又桑の發育の模様もあること故何時發生しても良いと云ふ譯には行かず、大體豫定日と云ふものがありますから其の豫定日に發生させる爲に人工に依り一定の溫度を加へて發生させるのであります。此の操作のことを催青と申します。卵に溫度を加へますと其の卵は青色を催して參りますから催青と云ふ語が作られたのであります。七十五度位の溫度で催青しますと、早いので八日普通十三日位で發生致します。夏秋蠶には特に溫度を加へることはありませぬ。

ロ、掃立及給桑

卵から發生致しました蟲は座を設けて其の中に掃立てます。掃立てた蟲には桑を與へてやらねば

なりませぬ、之を給桑と申します。

ハ、除沙

給桑が度重なりますと下に汚物が溜つて汚くなりますから之を新座に移して遣ります。此の新座に移す作業を除沙と云ふのであります。

ニ、分箔

蠶は次第に生長して参りまして最初の座では入れ切れなくなりますから之を幾つかに分けて遣らねばなりませぬ。此の座を廣げることを分箔と申します。

蠶は一生（三、四十日）の間に目方から申しますと一萬倍に發育します。斯様に大きくなるのでありますから怎うしても度々分箔をして遣らねばならぬのであります。

ホ、盛食期

春蠶ですと發生してから四、五日目頃夏秋蠶ですと三日目頃盛に桑を食べる様になります。此の時期を盛食期と云ひます。

ヘ、停食（桑止）

盛食期を経過致しますと食桑が減退し遂に休止するに至ります。此の最後の給桑を停食（桑止）と申します。

ト、眠蠶、就眠

食桑を中止して静止して居る状態にある蠶を眠蠶と云ひ、此の眠蠶になることを「眠りに就く」又は就眠と申します。

チ、蛻皮（或は脱皮）

就眠中に脱皮が行はれます。蠶が生長するに付て外皮を脱ぎ代へるのでありまして脱ぎ代へる都度次第に體が大きくなります。

リ、起蠶

脱皮が終りますと静止の状態から急に動き始めます、之を起蠶と云ふのであります。

ヌ、餉食（桑附）

起蠶には桑を興へて遣らねばなりません。此の一一番最初の給桑を餉食又は桑附と呼んで居ります。

ル、齡—熟蠶

掃立から就眠して起蠶に至る迄の期間は大體八日位で（夏秋蠶は四、五日位）此の期間を第一齡と云ひ、就眠を第一眠と呼びます。

餉食後は又再び給桑—除沙—分箔—盛食期—停食—眠蠶—脱皮を繰り返して二眠、三眠、四眠と四回就眠致します。此の一眠から二眠迄を二齡、二眠から三眠迄を三齡、三眠から四眠迄を四齡四眠から先を五齡と申します。四眠起蠶後七日から十日位経ちますと體全體がすき通つて來て口

から絲を出します。此の蠶を熟蠶と云ひますが此の熟蠶のことを信州ではひきこ、上州ではすとも呼んで居ります。

ヲ、上簇

熟蠶は之を拾ひ取り新座の簇の中に移してやりますと此の簇を足場として繭を掛けます。此の簇の中へ入れてやることを上簇と云ふのであります。

掃立から上簇迄の期間は春蠶ですと三十日から三十二日位、夏秋蠶ですと二十一日から二十六日位であります。

ワ、筵拔

熟蠶は上簇してから繭を巻き中に入る前に盛に小便をします。之を其の儘にして置きますと折角綺麗に巻いた繭を汚し又繭の解舒（絲のほぐれ方）が悪くなりますから簇の下に敷いてある筵又是新聞紙を取り除きます。之を筵拔と云ひます。

カ、收繭

上簇してから六日から八日位経過致しますと固い繭になります。此の繭を簇から收穫することを收繭と申します。

春蠶に限りますが上簇してから十日位経過しますと蛆の出て来るものがあります。此の蛆は床の上を這廻り床下の土に入つて蛹になり、夫れが翌春蠶になつて飛び出し一匹で三四千粒位桑の葉

の裏に卵を産み附けます。此の卵の附いた桑を食べると蠶は同じ病氣に罹るのであります。此の蛆を防ぐ爲に春蠶の繭を運搬するには布袋の様なものに入れることになつて居ります。又春蠶を扱ふ場所には蛆の床下に逃げぬ様床板に目張りをするとか其の他の設備をすることになつて居ります。此のことは蠶絲業法に規定せられて居りますが右の蛆は春蠶に限るもので夏秋蠶には發生致しませぬ。従つて右法條は夏秋蠶には適用されぬことになるのであります。近頃夏秋蠶に寄生する別種の蛆が發見されて居ますが千葉縣にはありません。

上簇後發蛾する迄の期間は春蠶ですと十七日位、夏秋蠶ですと十日位であります。

以上述べました如く上簇後十日以上経過しますと蛆が出たり或は發蛾したりしますので一般養蠶家は賣急ぐのであります。買方は此の弱味につけ込んで不合理な取引をする様になります。此の弊害を除く爲に產繭處理統制法が制定され又乾繭取引が奨励せられるに至つたのであります。

蠶の一生に付ては以上述べました通であります。

九、蠶の飼育法

イ、蠶の飼育型式

飼育溫度別に致しますと天然育と申しまして全然溫度を用ゐない育て方と、補溫育と云ひまして溫度を用ひて飼育する方法があります。

此の補溫育の中にも高溫育と折衷育とがありまして、後者は天然氣溫の高低に伴ひ補溫を加減す

る方法で現在最も多く行はれて居ります。

給桑方法別に致しますと、

剣桑育——桑の葉を細かに切つて給桑する法

剣芽育——桑の芽を切つて給桑する法

全芽育——桑の芽を其の儘給桑する法

條桑育——桑の芽の附いた條の儘給桑する法

等であります。

春蠶期の桑は條に芽が附いて居り、夏秋蠶期の桑は條に葉が附いて居る關係上飼育法も春蠶に在つては稚蠶（三齡迄の蠶を云ふ）に剣桑、剣芽又は全芽育、壯蠶（四、五齡の蠶を云ふ）に條桑育とするのが普通でありますが夏秋蠶に在つては全齡を通じ摘葉を給桑致します。

場所又は容器別としては、

屋内育

密閉育——室内を閉め切つて飼育する法

開放育——室内を開け放して飼育する法

紙張育——紙張の中で飼育する法

屋外育

行燈育——行燈の様な箱の下に火鉢を入れて飼育する法

箱飼——ボール紙の箱、木箱、トタン箱又は罐の中で飼育する法

等であります。

其の他の特殊育には

石灰育——蠶座の濕氣や臭氣を防ぐ爲に石灰を撒布し飼育する法

撒土育——石灰の代りに土を使用する法

濕布育——布を濡らし桑の上に掛けて桑のしなびぬ様にして飼育する法

防乾紙育——桑の上に「パラフィン」紙を掛けて桑のしなびぬ様にして飼育する法

等で此の中防乾紙育は近時非常に流行して來たもので北浦式と云ふ特許品迄出て居ります。

ロ、蟻蠶、蟻量

卵より發生した蟲は恰度蟻に似て居ります爲蟻蠶と呼びます。此の蟻蠶を目方にしたものと蟻量と云ふのであります。蟻量一匁の蠶の數は約一萬匹あります。此の一萬匹の蟻蠶が熟蠶時には一匹で一匁位となりますから一萬倍の大きさに生長したことになります。

ハ、卵量

卵量と云ふ言葉は最近使はれる様になつたもので現今之は「バラ種」（散卵）が多く之を十瓦入とか十五瓦入とか容器に入れて販賣されて居ります。此の卵の量のことを卵量と云ひ其の七、

八割が蟻量となります。即ち卵量十瓦から蟻量七、八瓦の蠶が発生することになるのです。

ニ、用桑量

卵量十瓦の蠶を飼育するに要する桑の量は大體百貫目で此の十瓦は昔の框製種紙一枚分に匹敵するのであります。

繭一貫目穫るには桑約二十貫匁を要します。

ホ、蔟

蔟は熟蠶に繭をかけさせる爲に用ゐるもので從來は折藁蔟（一名島田蔟）が多かつたのであります。が、倒れ易く又莢抜が出來なかつたりして繭質を損する憾がありました。夫れが爲に段々改良されて現今は「日の本蔟」と云ふ様な改良蔟が普及して來ました。此の蔟には細い針金や綿絲を用ひて藁を編むのですが、日支事變の影響を受けて針金や綿絲の使用制限の爲大いに不便を感じて居る次第であります。

一〇、收繭

イ、撰繭

繭は上繭、中繭（のび）、下繭（びしょ繭）及同功繭（たま繭）の四種に區分されます。繭市場等で取引されますものが上繭であります。中繭は中等の繭で多少汚れて居たり中の蛹が死んで居たり（死籠り繭と云ふ）形の不整のもの、下繭は薄皮のものや中味が腐敗して汚汁の出て

居るもの等を申します。

同功繭（たま繭）は二以上の蠶が一緒になつて造つた繭を云ふのです。通常の場合は二匹であります。が極く稀には三匹の場合があります。

同功繭の中の蠶は雄と雌と限つたものではなく此の關係は全然なく只二匹の蠶が一緒に造つたものに過ぎないのであります。此の繭は絲を繰るとき解舒が悪く絲も亦不良でありますから從つて値も上繭よりは三、四割安いのであります。之等中繭、下繭、同功繭を總稱して屑繭と云ひ上繭に對する歩合は約一割位であります。斯様に繭を區分することを撰繭と申します。

ロ、收繭量

卵量一瓦に對する收繭量は五百匁から極く多くて八百匁位であります。千葉縣下に於ける收繭量は約二百萬貫であります。従つて掃立卵量は四百萬瓦と云ふことになります。

ハ、繭綿

蠶が上蔟して繭になつた所を見ますと繭の表面に「けば」が附いて居ります。之を繭綿と云ひます。之は最近綿の代用や混毛用として利用の途が拓けて參りました。

眞綿は繭を煮て延したもので此の繭綿で造るのであります。

ニ、取締

繭の賣買、蠶蛆防除、其の他の蠶病豫防等に關しては取締規則があります。蠶絲業法、蠶絲業法

施行規則、蠶絲業法施行心得及縣令の蠶種繭賣買取締規則等が夫れであります。

繭は原則として豫約賣買を禁止されて居ります。必ずかき取つた後でなければ賣買することは出来ませぬ。何故豫約は許さぬかと申しますと、豫約當時の相場と收繭當時の相場とに變動を生じて取引の圓滑を缺いたり、改良が行はれない弊害がある等の爲であります。而し例外として地方長官の許可があつた場合は豫約賣買を認められて居ります。之を特約取引と云ひます。此の特約取引は通常買方たる製絲家が蠶種の配付から繭の引取り迄の間世話を致しまして出來た繭は其の製絲家が引取るのであります。従つて繭の質とか數量とかは會社の希望通りになるのであります。

蠶が上蔟し繭が出來上りましてから四、五日經過致しますと蟲の狀態が變じて蛹になります。蛹にならぬ繭のことを未化蛹繭と申しまして此の狀態に在る繭は運搬とか賣買等は禁止されて居ります。繭質を損傷するとか汚損するとかを防止する爲に外ならぬのであります。

又繭は繭綿を取らねば賣買出來ませぬ。之は七、八年前から千葉縣令に依つて制限されたもので斯くしないと繭の評價が正確に出來ぬからであります。

見本賣買は五疋（約一貫三百匁）以上の品物でなければ許されませぬ。少くとも其の位の量を見て評價しないと繭の性質、絲量等の關係が良く判らないからであります。

此處で問題になるのは五疋以下の場合であります。之で見本賣買を致しますと勿論處罰法規に

觸れるのであります。見本ではない、之を賣るのだと逃げらるれば怎う仕様もありませぬ。日出前、日沒後の取引も禁止されて居ります。此の日出、日沒は曆に依るのではなく常識で判断する外ありませぬ。本當の評價を爲さしめ取引の安全を圖る爲に外ならないのであります。

蠶蛆防除に關する取締に就いては曩に申上げた通りであります。

一、蠶病

蠶病に付て申上げます。

イ、蠶蛆病（うじ）

ロ、微粒子病

此の病氣は蠶の發育が不良となり遂に死んで了ふもので、たとひ繭を掛けても立派なものになりませぬ。病原體は原生動物で檢微鏡で見ますと青く光る橢圓形の微粒子が見えます。曾て佛蘭西伊太利に此の微粒子病が蔓延して滅亡の悲運に遭遇したことがあります。それが爲に種紙が不足しましたので幕末から明治初年頃日本から多量の種紙が輸出せられました。其の後悪い種屋が菜種や葱種等を糊で附けて蠶の種紙として賣つた爲信用を墜したり、又佛蘭西に於て微粒子病の豫防法が發見せられるに至りましたので輸出が止まり、多量の種紙が賣残り此の處分に困つて横濱阜頭で數十萬枚の種紙を焼き捨てたことがありました。

佛蘭西ではパストールと云ふ學者が時の皇后の命を受けまして本病の研究に從ひました結果、此

の微粒子が発見されるに至つたのであります。此の病氣は親が侵されたならば其の産んだ卵には必ず寄生して居つて、其の子は生れながらにして此の病氣に罹つて居るから、卵の親を検査すれば豫防することが出来るのであります。此の卵の親を検査することを母蛾検査と云ふのであります。

此の検査をする爲に母蛾を袋に入れ其の中に卵を産ませ然る後母蛾を検微鏡で検査し、微粒子を発見しないものだけを賣出すことになつたのであります。之をバストールの袋取り法と申します。

日本でも此の袋取り法を改良して厚紙の上に框を置き其の中に蛾を入れて卵を産ませ、母蛾の検査をして悪いものは取除き、良いものだけを賣出すことにしたのであります。

現在蠶絲業法に規定されて居る蠶種の検査法は多少變つて居りますが、其の原理は只今申上げた所と異りませぬ。

現在の蠶業取締所と云ふ役所は以前蠶病豫防事務所と呼んだ時代がありますが、此の母蛾検査が主たる任務であつたからであります。

ハ、硬化病（おしやり）

此の病氣は蠶體全面に菌が附著して體が白、黃、赤、綠、黒等の色に變り硬くなつて死亡する病氣で白色になる白疆病^{ハッキョウ}と云ふのが一番多く他は稀にあるだけです。

ニ、軟化病（たれこ）

此の病原體に就いては諸説がありますが恐らく其の原因は多々あります。體全體が軟くなつて死亡する病氣であります。

ホ、膿病（うみこ）

此の病氣は蠶の關節が高くなつて其處から膿が流れ出す病氣で、病原體も判明致して居りませぬが恐らくトラボームや狂犬病の病原と同じ様に超顯微鏡微生物（ヴァイラス）だらうとされて居ります。

ヘ、其の他（だに、中毒等）

以上の外に「だに」とか中毒等の病氣もあります。

或人が借家して養蠶をしたとします。所が家主が其の屋根を麥藁で葺代へましたら蠶が腐つて仕舞つたと云ふことがあります。麥藁には「だに」が寄生して居るもので其の「だに」が蠶に付いた爲かも知れません。

此の様な訴訟事件が損害賠償等の名で出て来る場合もあり得ると思ひます。

石油の附いた手で蠶に接するとか、煙草畑附近の桑の葉を蠶に給する様な場合に起きる病氣が中毒であります。

桑畑のある附近に葉煙草を栽培すると云ふことは蠶の中毒を誘發する虞がありまして、重大な

問題だと考へます、之が爲に養蠶家と農家との間に相剋磨擦を起すことが多く困つて居ります。養蠶業の盛な長生郡では御同席の林さん等の御盡力で葉煙草を栽培せぬことになりました。煙草畠附近の桑を用ひた場合中毒を起すと云ふ説と、起さないと云ふ説がありまして何れも其の實例があるのでありますが要するに位置、氣象、其の他色々の環境に依つて一様でないと思ひます。又此の中毒は栽培時期の關係から夏秋蠶にのみ付てのことと、春蠶には普通の場合影響はありません。

二、栽桑法

日本の農家で栽培して居ります桑の種類は五、六百種に上りますが氣候とか地理的事情に依り或地で適しても他の地では適しないものもありますから各地各様になります。

イ、奨勵品種

本縣で奨勵して居ります品種は

春稚蠶専用	遠州高助、赤木市平、青木市平
春夏秋壯蠶兼用	栗本、改良鼠返、一ノ瀬、富榮桑、收穫一
夏秋蠶種専用	改良鼠返、富榮桑、收穫一、島ノ内、十文字
夏秋壯蠶専用	改良鼠返、收穫一

であります。

栗本と云ふ桑は千葉縣匝瑳郡共和村の栗本萬平と云ふ人が實生の桑から選出したもので、其の姓を取つて命名したものであります。

ロ、桑苗

桑苗には實生、取木、代出、接木の四通りあります。

實生の苗は接木の代木に用ゐるのが主要の目的であります。取木は現在ある株から取木したもので其の方法には盛取モリヨリ、撞木取ショモトリ、曲取エゲトリ等あり、其の又曲取の中にも傘取カラカストリ、百足取ムカデトリ等あり、更に曲げ方にも在來法と千葉式其の他があります。千葉式と云ふのは本縣蠶業試驗場の研究になるもので發根の良いことは天下一品であります。代出と云ふのは取木で取つた苗の基部や發根の悪いものを二年越に作つたものを云ふのであります。

接木は實生苗の代木に目的の品種を穂木として接いたものであります。接ぎ方に色々の方法があります。

ハ、桑苗検査

桑苗は縣令の桑苗検査規則に依りまして検査を受けなければ賣買移出することを禁止されて居ります。

此の検査規則に依りますと

桑苗は根廻りの太さに依つて大中小に分れ、更に根の發育具合に依つて甲、乙に分れますから結局六階級になるのであります。

根廻りとは地際の太さを云ふのであります。

根廻り 三・五纏以上のものを 大

同 二・五纏以上のものを 中

一・八纏以上のものを 小

と云ひまして此の大、中、小を更に根の發育状態に依りまして甲、乙に區別されますから大甲、大乙、中甲、中乙、小甲、小乙と分れるのであります。

検査を受ける場合は五十本を一束と致します。而して蠶業取締所の検査を受けたる後賣買讓渡されるのであります。此の規則は本縣が全國に率先して設けたもので現在では全國主要府縣は殆ど此の規則に倣つて遣つて居ります。

此の縣令は蠶絲業法に基くものではありません。蠶絲業法の規定に依りますと他人に販賣する目的を以て栽培するものは耕作面積の多少に拘らず地方長官に届出ねばなりません。此の桑は摘葉を許さぬことになつて居ります。苗木の中に摘葉することは萎縮病に罹り易い爲であります。販賣する目的でなくとも二アール以上の面積の土地に桑苗を栽培する場合は地方長官に届出をするのでありますが摘葉は差支ないことになつて居ります。

ニ、桑の仕立方

桑の主幹の高さに依つて根刈、中刈、高刈の區別があります。縣下に於ては九十九%は根刈であります。

根刈とは地際から幹を切つて其處から枝條を出させる法

中刈とは地上二、三尺の所から枝條を出させる法

高刈とは地上五、六尺位の所から枝條を出させる方法で、東北地方に行はれて居ります。之は霜の害を防ぐ爲で霜の害は地面近い程甚だしいからであります。

剪定の方法には拳式と無拳式とがあります。拳式とは毎年同じ場所から刈取つて其處を拳の様に瘤にして其處から枝を出させる方法で、無拳式とは毎年基部に幾つかの芽を残して切り取る爲拳狀とならず其處が角の様になる方法であります。

此の外に立通とか喬木とか呼ぶ放任のものもあります。

ホ、段當收繭量

縣の統計面から申しますと桑園一段歩から十五貫位の收繭になつて居ますが普通は二十五貫位の繭が穫れます。極く良い桑で養蠶の上手なものでありますと六十貫位穫れる實例もあります。全國的に申しますと京都府には一段歩の桑から九十貫の收繭をあげた者があります。全縣の指導方針と致しましては桑畠一段歩から可成多くの繭を穫ることを目標として居ます。之に

は桑を良く仕立てねばならぬ。然し桑丈良くとも養蠶が下手では其の目的は達しられませぬから養蠶技術も上達せねばならぬ。此の兩善を得られるならば自ら收繭量が多くなる譯であります。

一三、産繭處理

此の點に付ては同席の林さんが權威者でありますから私からは大綱丈を述べさせて頂きます。

産繭取引の沿革を申し上げますと、居宅取引と申しまして繭買人が養蠶家へ来て買つて居つた時代から問屋取引になりました。

問屋取引と云ふのは主要地に繭問屋なるものがあつて、製絲家と養蠶家との仲介者となり、其處で取引することであります。併し之では買方が特定されますから養蠶家にとつて不利の場合があり勝であります。依て共同販賣の取引が行はれる様になつたのであります。

共同販賣とは一定の區域内の養蠶家で組合を組織して共同入札に附し取引することであります。然し此の取引も入札の爲に必ず有力な商人計り集るとは限りませぬ。中には資力のないものすら加はりますので、折角養蠶家が丹精して得た繭を賣つては見たものの金が取れぬと云ふ問題が起るのであります。之を合理化したものが繭市場であります。

繭市場は縣の獎勵に依りまして出來たもので此處に製絲家が澤山寄り集り大量取引することになつて居ります。本縣には

大正九年に 八日市場町に

同 十年に 茂原町に

設置され其の後順次各地に設置されまして、一時は二十數ヶ所に達したのであります。が、經營困難の爲閉鎖するの止むなきに至つたものも相當あります。

繭市場は資金を銀行等より借りて其の金を以て養蠶家に繭代金を立替拂をして遣るのであります。が生絲の下落等に依つて製絲家より立替金を取れぬことがあり、それが爲に市場の經營は困難となり、七顛八倒したのであります。従つて市場の理事者となるべきものは製絲家の事情に通じた人が取引の中心となつて經營に當るのでなければなりませぬ。茂原市場や佐原市場は其の經營に當る人が宜しきを得た爲益々順調に進んだのであります。

斯様な沿革を辿つて繭市場が出来ましたが其の繭市場取引にも不合理の點があり、一面特約取引が非常な勢で普及して参りましたので、それ等に對應する爲産繭處理に關する法制の必要が唱道され昭和十年に産繭處理統制法案が議會に上程されるに至りましたが握り潰しの運命に遭ひ、翌十一年には議會を通過して現に施行中であります。

其の法律の中に養蠶家の繭の處理は左の方法に依るべしとなつて居ります。

乾繭取引

特約取引

組合製絲

依託製絲

がそれであります。

乾繭取引とは、繭を乾燥してから取引するのであります。生繭其の儘ですと發蛾したり春蠶ですと蛆が出たりする關係上可成早く養蠶家は賣りたがります。之では買人に附け込まれ損な取引をすることになります。又買方としても一時に仕入なければならぬ關係から資金の運用上不利の點が多い譯であります。依て養蠶家は乾燥して保存し何時でも賣れる様にして置けば安い時に賣らなくとも良いし、又製絲家としても原料の欲しい時に少し宛買入れることが出来る利益があります。

特約取引とは曩に申述べました所謂豫約賣買の特例で製絲家から配付された種で製絲家の指導の下に養蠶させ、出來た繭は製絲家が買取ると云ふ取引であります。

組合製絲とは養蠶家自らが産業組合法に依る製絲工場を作り自分で生産した繭は自分の組合に供繭して製絲するのであります。

依託製絲とは養蠶家自らは工場を持たないが、然るべき製絲工場に依託して繭を生絲にしてから賣る方法であります。

以上の生繭處理狀態は政府の獎勵方針を示したもので、之に據らなくとも別に罰則はありませんが縣としては乾繭取引を積極的に獎勵し、特約取引は其の弊害の是正に努め、組合製絲や依託製絲は本縣の實狀から觀て獎勵せぬ方針であります。それで昨春茂原繭市場を改組して長生乾繭組合と

し、本春は印旛、香取、匝瑳三郡に夫々乾繭組合を設立し、更に之を聯合して下總乾繭組合聯合會として舊佐原繭市場の幹部が之を經營することとなり、近く山武郡にも乾繭組合が生れようとして居ます。

組合製絲は縣下君津郡小櫃村にありますが借金の爲經營不能になりまして解散する外途がない狀態に立至つて仕舞ひました。

繭の乾燥は本乾燥ですと生繭の $\frac{1}{3}$ 位に乾燥するのであります。本乾燥した繭は一、二年間は保存出来ます。

一四、製絲

イ、方法

製絲する方法は繭を煮て一つ一つの繭から緒を索めそれを五粒か七粒分集めて一本の絲とし、之を枠に巻き取ります。之を繰絲と申します。以前は一人の工女が二枠位受持つて繰絲したものであります。現在では一人で六枠、特別の器械では二十枠も受持つて遣つて居ります。(一人の工女の受持分を一釜と申します)此の一枠には絲十八匁見當に巻付けます。

初め小枠に巻取つた絲は更に大籠^{ワケ}に巻換へます。之を揚返しと云うて居ります。揚返したものを大籠から取はざし之を捻棒状に致しますが此の一卷を一紺^{カセ}と云ひます。一紺は十八匁前後でそれを三十合せたものを一括^{カツ}(約五百四十匁)と云ひ、一括を三十合せたものを一俵(約百斤十六貫

々)と申します。

曩にも申上ましたが全世界の生絲生産額は百萬俵で内七十五萬俵が日本で生産されるのであります。

ロ、絲量(絲歩)

絲量とは生繭から取れる絲の歩合を云ふので、生繭百々から取れます絲量は最優十六々、最劣十一々位であります。尤も品種改良前には十二々乃至八々位しか取れませぬでした。

ハ、生絲の輸出経路

製絲家で作った生絲は製絲家から横濱又は神戸の生絲問屋に送られます。生絲問屋は其の生絲を生絲検査所に送つて検査を受けまして、其の後海外に輸出せられるのであります。

生絲検査所は國立で横濱と神戸とにあり、輸出絲は法律に依つて検査所の検査を経るにあらざれば輸出することが出来ないことになつて居ます。

生絲は非常に濕氣を吸收し易い性質を有して居りますから、生絲の實際の目方は生絲其の儘計つたのでは判りませぬ。夫れが爲に検査所では水分が幾許含まれて居るかを検査するのであります。而して絶對無水量を算出し、之に一割一分の公定水分量を加へたものを正量と呼んで正量で取引することになつて居ます。

生絲検査は絲條斑(絲むら)、小類(小ぶし)、大中類、纖度(絲の太さ)、強力(強さ)、伸度(伸

びる度合)、抱合(絲のからみ工合)等に付夫々採點し其の綜合點數に依つて等級が定められます。

生絲の等級は ABCDEF G の七等級に分れ更に A の上に三階級あります。即ち A の上が AA (ツーア)とか「ダブル A」とか呼んで居ります)で其の上が AAA (三Aとか「シリ一A」とか「トリツプル A」とか呼んで居ります)となり、更に其の上が特別三A (スペシャル三A)と呼びます)で之が最高級品でありまして、結局十等級あることになります。

新聞の相場欄に出て居ります生絲の價額は清算取引の場合は白、十四「デニール」D格を標準とした百斤の値段であります。「デニール」と申しますのは絲の太さを示したものであります、四百五十米の長さで其の目方が〇・〇五瓦あるものの太さを一「デニール」と呼ぶのであります。

現物相場として白十四中 D 格が八百四十圓とか、黃二十一中 A 格が八百七十圓とかありますのは十四「デニール」又は二十一「デニール」平均の絲が百斤で夫れだけの相場であると云ふことになります。

大正九年一月でしたか一番騰貴した時は四、三八〇圓迄しました。反対に昭和九年の不況のどん底の時は三百九十圓迄下落しました。之れではいけないと云ふので絲價を調整する方法を研究しました結果、一昨年絲價安定施設法と云ふ法律が制定され、生絲年度即ち六月より翌年の五月迄

の期間中に於て最高を九百五十圓、最低を五百二十圓と定め五百二十圓以下に下落した場合は政府の指定した組合に買上させ、又九百五十圓以上に騰貴した時は政府の所持絲を賣出することになり、絲價を安定せしめることになつたのであります。現在までは適用された例はありませんが、此の價額は毎年度決定されるのであります。昨年度も本年度も同じであります。近頃養蠶家から此の最低價額を釣上げる様要望され中央の問題となつて居ります。

ニ、掛目

繭相場を言ひ表すのによく掛目と云ふ言葉が使はれます。之は一寸説明に困難であります。鶏や兎や豚の取引に何掛と言へば其の生體量に其の掛を掛けたものが其の物の値段となるのと同じ様に、繭の値段も或るものに掛目を掛ければ出るのです。此の或るものとは絲量であります。今繭相場が四十掛の場合、生繭百匁から絲量十二匁穫れると致しますと繭値は十二に四十を掛け一貫目四圓八十錢と出、絲量十四匁あるものは五圓六十錢となります。此の掛目は生絲の相場からそれを造るに要した工費を控除して出た數字を十六分したものであります。例へば絲百斤の相場を八百圓、其の工費を百六十圓とすれば八百圓から百六十圓を控除した残りの六百四十圓を十六分すると四十となりますから此の場合掛目は四十掛となるのです。

一五、生絲貿易

イ、輸出額

我が國の生絲の輸出高は生産高の七、八割で約五十萬俵であります。此の金額は年四億八百萬圓に達します。此の外に絹織物として七千二百萬圓を輸出致しますから合計致しますと五億圓に達し輸出品中の第一位を占めて居ります。尤も綿織物の方が輸出高は多いことになつて居りますが、綿織物は原料を輸入致しますから之を差引きますと生絲以下になるのであります。全輸出總額は約二十五億圓ですから生絲の輸出額は其の二割に當つて居ります。大正九年の好況時代には輸出額九億圓に達したのであります。

事變下に於ける日本の經濟事情は外債を取り入れ出貨を防止することが最も必要とされて居ります。それには輸出額の最も多い生絲の生産を多くし、輸出を増すと共に安く絹織物を生産して内地人の衣服に用ゐ、綿花、羊毛の輸入を防ぐのが一番良い方法ではないかと思はれます。此の意味に於て蠶絲業が再認識され農家に對し桑園を増し、養蠶業を積極的に奨励する機運に向ひつつあるのであります。

ロ、輸出先

生絲の輸出先は第一位が米國で全生産額の八〇%、第二位が英國で八%、第三位が佛蘭西で七%其の他印度、濠洲、獨逸等に五%であります。從つて生絲相場は米國の景氣一つで左右されるのであります。英吉利や佛蘭西に一五%も輸出される様になりましたのは極めて最近であります。ハ、米國に於ける生絲消費分野の變遷

日本が米國に輸出して居ります約四十萬俵の生絲は何に使はれて居るかと申しますと、

一九二九年 一九三七年

靴下類	六五%
織物類	三三%
其の他	二%
六七%	六%
六七%	六%

右の様になります。

此の織物類の中にはワイシャツ、ネクタイ、ドレス等も含みますが大部分は靴下になるのであります特に近年此の傾向の著しいのは注目すべき現象であります。最近米國に於て靴下に使用せられる生絲の量は世界生絲生産額の二六%、日本生絲生産額の三五%に當り、一打の絹靴下を作るのは一度度の生絲を要するのであります。

何故多く靴下に使用されるかと申しますと、衣服類ですと「レーヨン」の發達に伴ひ之で間に合ふ様になりましたから必ずしも生絲に限りませぬが、靴下に「レーヨン」を用ひますと彈力性に乏しく皺になつたり形が悪くなつたりする缺點がある爲であります。

米國婦人は靴下を一人年四十足使用すると云はれて居ります。米國婦人の履き古した靴下は内地に逆輸入されます。其の生絲量換算高は約五萬俵に達し輸出高の一割に相當致します。此の靴下をほごしますことを内職として生活して居る者も相當ありますので、之が逆輸入を阻止すること

が出来ない状態であります。此の古靴下はほごして染め直し日本婦人の御召等に再生されるのであります。

一六、「レーヨン」の常識

「レーヨン」は一八九一年に佛蘭西のシャルドンネー伯が發見したもので、現在では天然絹絲と殆ど見分けが附かぬ様に迄進歩致しました。此の原料は普通「パルプ」で製法には色々あります最も多いのは「ビスコース法」で綿を原料にしたものに「ベンベルグ」と云ふのがあります。

「レーヨン」の太さは以前は五十「デニール」位のものでなければ出來なかつたのですが、現今では十「デニール」位の細いものが出来る様になりました。

「レーヨン」は光澤が下品で手觸りが悪く耐水性に乏しく、彈力がなくて皺になり易く比重が絹の三倍近くあること等が短所であります。長所としては一見本絹に似てるが而かも至つて廉價で買へること、染色が自由で良く染まり柄の良いものが出来る等で、近年一般に用ひられて居ります。然し使つて見ると怎うも短所が現はれて参りますので次からは本絹に仕様と云ふことになる譯です。之が人情であります。結局「レーヨン」は天然絹絲の消費分野を開拓する先驅者となる譯であります。

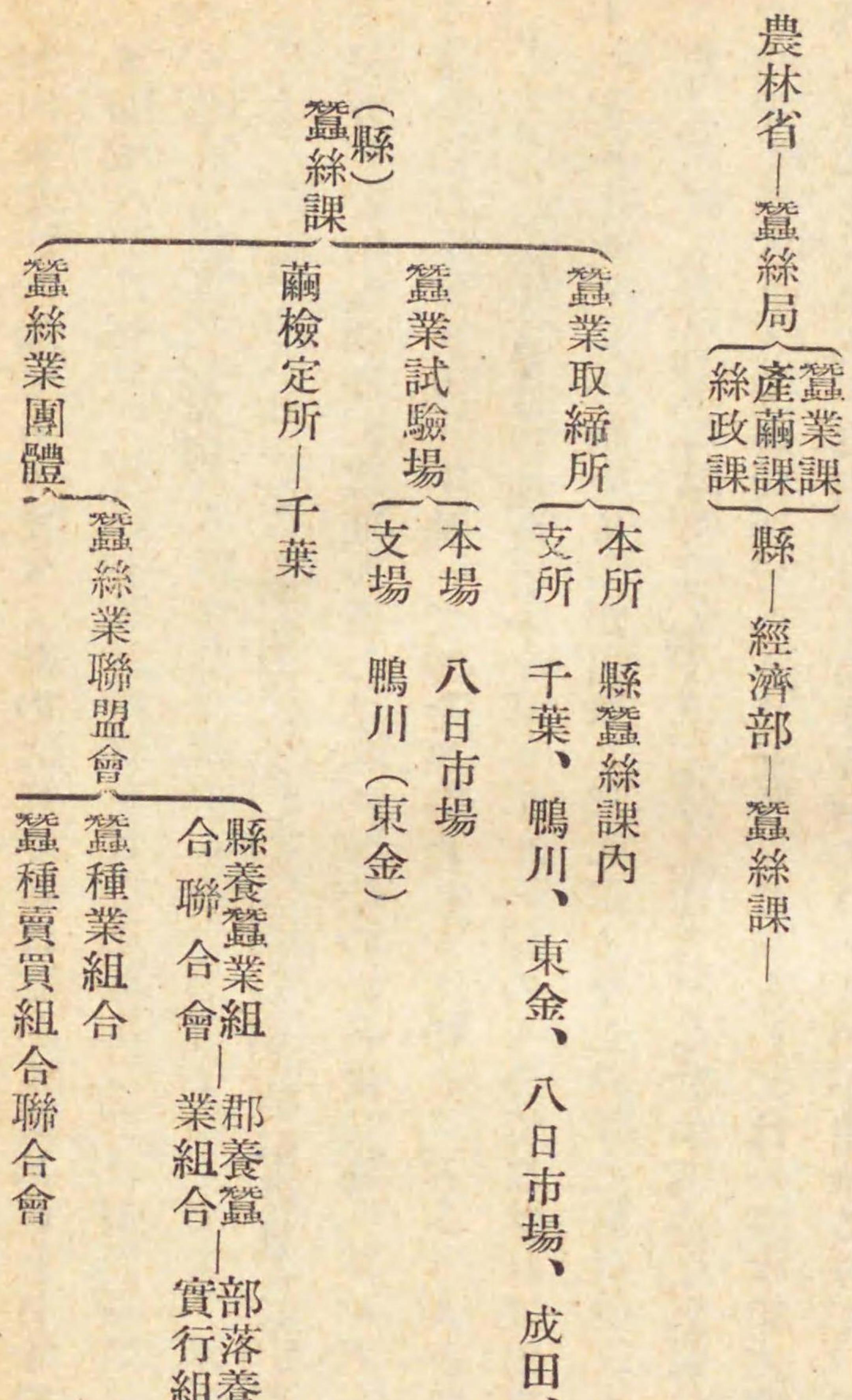
生産状況は何うかと申しますと、

日本、亞米利加、英吉利、獨逸と云ふ順位であります。一昨年は日本が二位でありましたが、昨年

は遂に米國を凌駕して一位になつたのであります。數年前迄はずっと下位であります。躍進日本の姿が現れて居ります。

一七、蠶絲業行政機構

最後に蠶絲業行政機構に付て極く簡単に申述べます。此の機構を系統的に示しますと左の通になります。



桑苗同業組合
繭絲同業組合
乾繭組合協會
特約製絲協會
養蠶指導員協會

(大日本蠶絲會千葉支會(本會は東京)

農林省蠶絲局蠶業課は桑、蠶種、養蠶の獎勵事務、同產繭課は產繭の處理に關する事務、同絲政課は生絲の處理に關する事務を管轄して居ります。此の絲政課は寧ろ商工省に屬するのが至當と主張する者があります。

縣の蠶業取締所は蠶絲業法の施行に關する事務に當つて居ります。夷隅郡大多喜町と君津郡木更津町とに明年度支所を増設する豫定になつて居ります。

支場を増設することになつて居ります。

繭検定所は昨日（註昭和十三年十二月六日）開所式を舉行致した計りでありますて、産繭處理統制法中明年度より施行の豫定になつて居る繭の強制検定をする役所であります。即ち養蠶家が繭を賣渡す際に製絲家が肉眼で繭の良否を鑑定して相場を附け取引をすると云ふことは取引の公正を圖る

所以ではありませぬから、取引前其の繭に付て検定し其の繭の實質を證明することになるのであります。

縣養蠶業組合聯合會は縣下十二郡に在る郡養蠶業組合を聯合して設立されて居ります會で郡養蠶業組合の下に部落養蠶實行組合があります。此の組合は各部落に七名以上の養蠶者を單位として組織せられて居る組合であります。

此の郡養蠶業組合には縣の農林技手が駐在致して居りまして、組合の事務を執ると同時に郡下實行組合の指導に從事して居るのであります。

蠶絲業聯盟會は縣下の蠶絲業に關する各種の聯合會又は組合を統一する爲に設けられたものであります。

以上で私の話は終りと致します。

蠶絲業一般の概略を大分急いで申上げましたので御諒解の行かない點も多かつたことと存じますが御疑問の節等がありましたら御質問を頂きます。

座談會

問 正絹と「レーヨン」の見分け方は。

答 物理的、化學的に色々の見分け方がありますが、交織してある場合には其の識別は困難であります

す。併し昨年から商工省令で「絹織物に非ざる織物を製造又は販賣する者は織物又は其の外裝に純絹、本絹、天絹、正絹、全絹其の他絹織物たることの表示を爲すことを得ず」と規定されましたから其の表示のあるものなら間違はありません。

問 「レーヨン」も近年水に強くなつて來たと聞いて居りますが、同じ原料で出來る「ステープル・ファイバー」は怎うして「レーヨン」より水に弱いですか。

答 其の點判然したことは申上げ兼ねますが「ステープル・ファイバー」が水に弱いと云ふ事は事實であります。併し研究されて居りますから次第に丈夫なものになると思ひます。

此の間の新聞紙上に米國で「ニロン」絲と稱するものが發明されて「レーヨン」の短所が是正されたとありましたが今後注目すべき事柄と存じます。

問 絹の洋服地はありますか。

答 絹の利用方法の一つとして新に考案せられ現に市販されて居るものが色々あります。併し絹と云ふものは汚れ易い缺點がありますから日常服には向かないと思ひますが「モーニング」等には差支ないでせう。

問 絹服地の値段は何の位ですか。

答 色々ありますが大體に於て純毛物より高價です。尙此の際蠶絲關係生産物の新規利用の状勢に就いて申上げて置きます。

繭の目方の八割は蛹の目方でありますから之を有利に利用することは着目すべき點であります。現に研究されつつあります、既に醤油（銀嶺）、味噌、「ポリタミン」等が蛹を原料として造られて居ます。

蠶糞を用ひて「ベークライト」を作ることも出来、繭綿を羊毛と交ぜて洋服地を造つたり、桑の條の皮を紙の原料にしたり、桑の條を「パルプ」にすることなど既に工場化されて居り、今後の研究に依つて廢物と云ふものは殆どなくなり次第に良いものが出て來ると考へられます。

繭綿は從來怎うして居たのですか。

以前は自家用として綿の代用としたり、紙屑屋に二足三文で捨賣りしたりして居ました。從前は費用を掛けて取る程の價値は認められませぬでしたが、近年之が利用される様になつた爲値が出て參つた様な譯であります。

玉繭は真綿に使はれますか。

玉繭は真綿にしたり又良いものは絲に致します。

上繭の絲と玉繭の絲は性質が同じですか。

玉繭は二匹の蠶が作つたもの故緒が二本錯綜して居ますから細い高級の絲が出來ず、専ら太絲になり節が出來易いのであります。

一粒の繭から取れる絲の長さは。

問 答

大體八百米位あります。

問 答

絲の品質は日本種と外國種と何れが優つて居りますか。

問 答

外國種の方が良い様です。それで現今では日本種と外國種とを掛合せて一代交雑種を飼育するこ

とにになりました。

問 答

繭の絲口（緒）は判りますか。

煮た繭を手繰つて居ると緒は自然に出て来ます。

問 答

縣下に製絲家のないのは何故ですか。

答 (林氏) 私自身製絲には経験がありますが、怎うも千葉縣人は工女に向かない様です。越後とか新潟邊から人を傭つて來ましても風土の關係でせうか始めてから半年位經ちますと怠け者になつて仕舞つて駄目でありました。左様な關係で縣下では不向きと思つて居ります。(其の他色々の關係がありますが) 従つて生繭は縣外の製絲家に買つて頂くのでありますから其の製絲家の好む繭を提供せねばなりせぬ。之は惱みの一つであります。

問 答

昨年に於て五百貫以上收繭した者は左記四名であります。

山武郡南郷村

野島増太郎 (六〇〇貫)

山武郡大平村

鈴木隆

(五五〇貫)

香取郡日吉村

森直己

(五三〇貫)

匝瑳郡榮村

鈴木康文

(五〇〇貫)

問

養蠶は大規模で遣つて居るのを見ませぬが何か理由がありませうか。

生物でありますから注意管理の點がうまく行かぬのではないでせうか。又賃金を拂つて多くの人を儲つても收支償はぬことにもなりますから、怎うしても家族的に遣る外ないと思ひます。大規模で成功するならば米國邊でやれるでせうが、それが出来ぬ所が日本に都合良いのではないと考へられます。

怎うも養蠶の隆盛と云ふ事は文化と逆比例する様に考へられます。

曩にも申上げましたが支那でも少し力を入れてやられたならば日本等は到底太刀打出來ぬことになりませう。一部論者に言はせると日本で養蠶をして儲からぬならばどしどし支那へ行つてやらせれば良いではないかと申しますが、現在夫れで生活して居る養蠶家を保護すると云ふ立場から申しますと支那に養蠶を盛にやらせると云ふことは食止めなければならぬと思ひます。

問

固定種の説明をも一度願ひます。

例へば白に黄をかけますと第一代目には全部黄になります。此の黄同志を掛けますと第二代目には白一、黄一、「アイノコ」二出来ます。之はメンデルの遺傳の法則に依るもので此の「アイノコ」の中に分離しないものが出ることがあります。それを固定種と云ふのであります。

問

固定種の方が結果は良いですか。

固定種その儘より更に之に他の品種を掛けさせて作つた一代交雜種の方が良いのです。

問

一番よい蠶品種は何ですか。

今年良くとも翌年固性が變る時もあります。蟲が丈夫だが絲が良くないとか、絲の太さは良いが節が多くて困るとか、地方的事情で適不適があるから一概に申せませぬ。

問

蠶の種類に依つて桑に適不適がありますか。

蠶の種類別に桑の違ふのが原則でせうけれども桑樹は十四五年位は使へますが、蠶品種は時々變遷しますから不可能でせう。

答

(林氏) 桑苗を植ゑて三年目から其の先十年間位が一番桑の良い時であります。

問

實生苗に就いていま一應の御説明を願ひます。

魯桑と云ふ桑の實から出たものが一番良い様です。本年出來た桑の實の生のをつぶして乾かし、それを夏蒔くのであります。奈良、土佐等が其の種子の特產地であります。

問

桑苗の生産地は何處ですか。

本縣では佐原附近の栗源町高萩が大生産地であります、縣の年產五百萬本の二分の一以上を產します。

縣外から移入するものは茨城縣が多く、本年は靜岡縣や栃木縣からも買ひました。

地代一段歩五圓以上の所は苗木の生産地としては不向きであります。

普通縣下の需要丈充たされますか。

大體縣下の苗木で過不足ありません。

他府縣に大生産地がありますか。

愛知縣は全國一位であります。其の次が茨城、栃木等で東京府下の立川附近も大生産地であります。

桑苗栽培の收入は。

一反歩から一萬本穫れると假定すれば千本で大體十二、三圓位のものですから一萬本で百二、三十圓となります。大體一反歩良い處七、八千本位の苗木がとれ、相場は年に依つては五、六圓の時も又十七、八圓の時もあります。

沼津の繭市場相場は全國の標準相場ですか。

（林氏）從來は標準として居りました。昨年から止められラヂオ放送も全國的に禁ぜられました。従つて今の處暗相場であります。一時沼津の繭相場は亞米利加の絲相場をも動かした事もある重大な市場がありました。

長野縣下の市場、製絲家は殆ど銀行が動かして居りまして、二萬圓位の資本の繭絲會社が二百萬圓もの繭を入れたりします。特約取引ですと必要量丈買入れることが出来ますから至つて無難

です。千葉縣に於ては五三%が此の特約取引でせう。會社で桑の苗木の心配や肥料代を貸したり教師を派遣して指導し、出來た繭は會社が引取つて呉れるのでありますから、便利の爲特約取引をする養蠶家が相當多い次第であります。此の取引ですと多少安く取引されます關係で、年額に致しますと縣下で約百萬圓の損をして居ることになります。此の特約取引が擴張されるればそれだけ一般取引が圓滑を缺き、養蠶家が不利を招くことになりますから私は特約取引を防止する爲に乾繭取引をやつて居るのであります。

左様な譯ですから將來も此の乾繭取引を益々擴張して特約取引を減らし、養蠶家の利益を増す様に心掛けねばならぬのであります。此の乾繭取引を致します設備費に付ては總費用の約四割位助成金を政府より補助されることになつて居ります。

問
繭取引の過去現在の模様から將來の見透しに就いていま一應の御説明を願ひます。

答
（林氏）繭市場販賣を縣が獎勵したのは、自宅販賣でも問屋販賣でも惡弊あつて養蠶者の利益を擁護する販賣方法でなく、毎年縣下四萬の養蠶者の蒙る損害が少くないので之を矯正しようとして時の本縣知事折原氏や丸茂内務部長の英斷に依つて產業組合組織に依る繭市場の設立を奨励した結果大正十年八日市場町に設立を最初として、同十四年には縣下の繭生産地に其の數二十三を數ふるに至り、養蠶者は盛に之を利用する様になりました。茲で申上げるも如何かと思ひますが、惡弊とは養蠶者が繭を搔き採れば目方の減らぬ内に早く販

賣したいと云ふ事情にあるのを悪商人が附け込んで養蠶者の自宅を廻つて買取るのですが、相場を値切つた上に看貫を胡魔化したり（胡魔化することを彼等の慣用語で源兵と稱へます）甚しきに至つては秤量しない繭を混入したり（此の場合數名の買人が揃つて行きます。之を鳶と申します）又は僅少の手付金を以て繭を引取り残金を支拂はなかつたりして、縣下を通じて年々莫大の被害があつたのです。然し後年繭市場販賣にも缺陷を生むに至りました。夫れは買方たる製絲家から原則として買入豫定代金の三割に相當する證據金を繭市場が預りまして買入代金の全額を養蠶者へ立替へたのですが、絲價が下落すると製絲家は買入繭の引取りをしないので其の損失を繭市場が負はされ、遂に市場は多額の負債のため閉鎖の已むなきものが數多くなつたのであります。而かも其の損害は市場の役員の個人負擔となつたので、農村の中堅へ思はぬ損害を興へました。縣は何とかして之を救濟しようと考へて居た處へ產繭處理統制法が發布せられましたので、乾繭組合に組織を改めさせ、國費の助成により之を更生させることになつて縣下を三分して長生、夷隅、市原、君津、安房の五郡を區域として長生乾繭組合を山武郡に、成東及山武乾繭組合を匝瑳、香取、印旛の各郡の聯合に依り下總乾繭聯合會を設立して產繭處理の合理化を圖ることになつたのであります。

乾繭處理に依れば繭を乾燥して保管し置き、製絲家の希望する時何時でも賣却することが出来ますから賣り急がず、胡魔化されることもなく、安全に換金することが出来るのです。尙附加へ

て申上げ度い事は製絲特約組合對乾繭組合との關係でありますが、製絲家と特約する養蠶實行組合は一種の養蠶小作者であります。

製絲家のやり方は桑園の肥料、蠶種、飼育指導、上簇及撰繭方法等殆ど意の儘に指導員をして養蠶者に强行させるのであります。従つて製絲家の希望する品種と繭質及數量の獲得が出來るのでありまして、製絲經營には尤も良き方法であります。唯繭の受渡方法と値定めが養蠶者に不利益の點があるのであります。繭の品位は良質であつて繭市場等の平均相場より常に壹圓位は高値が相當であるにも拘はらず、僅十錢か二十錢位より高くは買入れぬことと受渡時季を遅らせ目方を極度に減じた時に引取ることで、之等は養蠶者としては忍ぶことの出來ない處だと思はれますが、そこが資本家の作戦の巧妙な處があるのであります。尙ほして、實行組合を代表する役員等は唯々として製絲家の提言に盲從して居るのであります。十四年度からは繭質を強制検定され繭價協定委員會の協定掛目に依つて値定めすることになりますが、協定掛目が絶對的權威あるものではありませんから心細いのでありますが、從來よりは幾分養蠶者の利益を擁護することにはなるでせう。

乾繭組合は養蠶者の寄り合つた團體でありますから自己擁護方策を探ります。特約製絲家は自分の利益のみ考へますから養蠶者を搾取します。立場が違ひますから常に兩團體の抗争は絶えぬのであります。本縣は特約の勢力が五三%となつて居りますから乾繭組合から見れば強敵であります。

すが、繭生産額の二十分の一しか縣内で消費の出来ない本縣としては已むを得ぬ事だと思ひます。組合製絲、委託製絲等は嚴重な法規に支配されますから微妙な動きをする商品の處理には適當でないと思ひます。

産繭處理統制法の四形態の内何れも一得一失がありまして完全とは思へませんが、養蠶者としては乾繭組合が良いではないかと思はれます。兎も角種々の法律が制定されて舊來の惡弊が除かれることは養蠶者のため喜ぶべきことだと思ひます。

石所長 本日は御多忙中色々と有難う御座いました。大部時間も経ちましたから此の程度で閉會致します。

昭和十三年十二月七日午前十一時より午後五時二十分に終る。

千葉地方裁判所

號數 年月 裁判所 世態調査資料表題

第一號	昭和一三、一一	横濱	(神奈川縣)
第二號	昭和一三、一一	浦和	(埼玉縣)
第三號	昭和一三、一一	千葉	(千葉縣)
第五號	昭和一三、一二	甲府	(山梨縣)
第四號	昭和一三、一一		
第五號	昭和一三、一二		

生糸貿易に就て
川口市の工業に就て
行田足袋工業に就て
外洋漁業に就て (一)
外洋漁業に就て (二)
内灣漁業に就て
桑の取引並養蠶の實際に就て
甲府地方に於ける乙種料理店に就て
山梨縣に於ける特種習俗としての親分子分の關係に就て
山梨縣の方言に就て
醤油に就て
香具師に就て
藝妓家業に就て
千葉地方に於ける料理店に就て
外國爲替に就て
映畫撮影に就て

第六號

昭和一三、一二

横濱

(神奈川縣)

税關に就て

船航行商に就て

雲水の生活に就て

木炭の取引に就て

木材の取引に就て

郡内の機業に就て

山梨縣下に於ける繭の取引に就て

蠶絲業の一般に就て

第七號

昭和一四、一

甲府

(山梨縣)

税關に就て

船航行商に就て

雲水の生活に就て

木炭の取引に就て

木材の取引に就て

郡内の機業に就て

山梨縣下に於ける繭の取引に就て

蠶絲業の一般に就て

第八號

昭和一四、二

千葉

(千葉縣)

税關に就て

船航行商に就て

雲水の生活に就て

木炭の取引に就て

木材の取引に就て

郡内の機業に就て

山梨縣下に於ける繭の取引に就て

蠶絲業の一般に就て

日本標準規格A列五號